

## 監査等結果の取扱基準

(趣旨)

1 この基準は、各監査等における結果の評価・判断基準を定めるものとする。

(監査等結果の区分)

2 監査等結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「注意事項」「口頭指導事項」「検討事項」の4つに区分して行うものとする。

区分	取扱基準	報告書への掲載	措置報告の要否
指摘事項	① 法律、条例、規則、要綱、要領等に違反すると認められるもの ② 書類の隠ぺい、改ざんその他の故意による違反行為と認められるもの ③ 不経済な行為又は損害を生じていると認められるもの ④ 事務処理が著しく適切を欠くと認められるもの ⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められるもの ⑥ 前回指摘又は指導された事項について、是正、改善等がなされてないと認められるもの	○	○
注意事項	上記の指摘事項以外の事項で、監査委員が特に注意を要すると認められるもの	○	○
検討事項	① 対象部署だけでは改善、是正又は見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの、もしくは全庁的な改善等が必要であると認めるもの ② 改善、是正又は見直しが必要であるが、相当長期にわたって時間を必要とすると認められるもの ③ その他、特別に検討を要すると認められるもの	○	○
口頭指導事項	指摘事項及び注意事項には至らないが、監査委員が口頭注意による指導で是正が可能な軽微なものであると認められるもの	×	× (但し、次回の監査時に確認)

附 則 この基準は、平成29年2月3日から適用する。